

「東日本大震災の復旧・復興事業(建築工事関係)における労働者宿舎設置に関する試行要領」  
『建設する宿舎』及び『既設労働者宿舎』の取扱い

これから建設する宿舎

既設労働者宿舎

1 協議事項

- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか

- ① 対象工事として選定するか協議
- ② 宿泊施設を確保できない理由、室数等の規模、設備等
- ③ 労働者宿舎仕様基準に適合しているか

協議が整わない場合  
対象外

2 計上できる内容

- ① 宿舎(標準仕様部分)
- ② 付帯設備(各室、共用)
- ③ 厨房室
- ④ 外講等
- ⑤ 給排水関係
- ⑥ 用地の借地料
- ⑦ 労働者宿舎の維持・補修に要する費用
- ⑧ 宿舎の撤去費用
- ⑨ 宿舎に関わる設備撤去費用(給排水関係等)
- ⑩ 固定資産税等の租税公課等

- ① 宿舎: 構造躯体部に係るリース費用  
(協議により対象工事とした時点以降)
- ② 用地の借地料
- ③ 労働者宿舎の維持・補修に要する費用
- ④ 宿舎の撤去費用
- ⑤ 宿舎に関わる設備撤去費用(給排水関係等)
- ⑥ 固定資産税等の租税公課等

3 手順

① 『1 協議事項』を協議

② 試行要領対象工事として選定

③ 建設着手

④ 宿舎完成・立会確認

⑤ 利用開始

⑥ 契約変更(特記仕様書記載)

⑦ 工事完了2か月前協議  
(撤去か引継ぎ利用)

⑧ 撤去

① 『1 協議事項』を協議

② 仕様基準適合状況の立会確認

③ 試行要領対象工事として選定

④ 利用開始

⑤ 契約変更(特記仕様書記載)

⑥ 工事完了2か月前協議  
(撤去か引継ぎ利用)

⑦ 撤去

県発注他工事  
引継ぎ利用

県発注他工事  
引継ぎ利用